第明三治十二五種十郵五便年物三認月可三十日

21000	3－｛4－[(6－ヒドロキシヘキシル）オキシ］フェニル｝プロパ－2－エン酸メチル	4－(7)－2393
21001	3－｛4－[(6－ヒドロキシヘキシル）オキシ］－3－メトキシフェニル｝プロパ－2－エン酸メチル	4－(7)－2394
21002	ヒドロキシ（メタクリロイルオキシ）亜鉛	2－(4)－1231
21003	5－ヒドロキシ－1－（3－メチルブタ－2－エン－1－イル）ピラゾール－4－カルボン酸エチル	8－(2)－2398
21004	2－ヒドロキシ－2－メチルプロパン酸イソブチル	2－(6)－1910
21005	2－ヒドロキシ－2－メチルプロパン酸イソプロピル	2－(6)－1911
21006	2－ヒドロキシ－2－メチルプロパン酸ブチル	2－(6)－1912
21007	［4－（2－ヒドロキシ－2－メチルプロピル）ピペリジン－1－イル］(5－メトキシインドール－2－イル）メタノン	8－(1)－3716
21008	3－（4－ヒドロキシ－3－メトキシフェニル）プロパ－2－エン酸メチル	4－(7)－2395
21009	4，4'－[(ビフェニル－4，4'－ジイル）ビス（2，4－ジメチルフェニルイミノ)]ジベンズアルデヒド	7－(3)－911
21010	2，2'－([6－（ピペラジン－1－イル）－1，3，5－トリアジン－2，4－ジイル］ビス｛イミノ［2－メチル－5－（3－スルホプロポキシ)－4，1－フェニレン]ジアゼンジイル})ビス{5－[(4－スルホフェニル）ジアゼニル］ベンゼンスルホン酸｝又はその一（又は二，又は三，又は四，又は五，又は六）ナトリウム塩又はそれらの混合物	8－(3)－1335
21011	ピペリジン－3－カルボキサミド	8－(1)－3717
21012	（3*R*）－ピペリジン－3－カルボキサミド	8－(1)－3718
21013	（3*S*）－ピペリジン－3－カルボン酸	8－(1)－3719
21014	ピラジン－2，5－ジカルボン酸－カルシウム多ヨウ素	8－(2)－2399
21015	ピリジン－3，4－ジカルボン酸	8－(1)－3720
21016	*N*－フェニル－1，4－フェニレンジアミンとホルムアルデヒドと2－［*α*－メチルポリ（1，1－ジメチルエチレン）－*ω*－イル］無水コハク酸の反応生成物とポリ（1，1－ジメチルエチレン）の混合物	9－2699
21017	*trans*－4－ブタ－3－エン－1－イル－*trans*－4'－（4－エトキシ－2，3－ジフルオロフェニル）－1，1'－ビシクロヘキサン	7－(3)－912
21018	豚の胎盤由来の高圧抽出プラセンタエキス	11－(4)－860
21019	豚の胎盤由来の水溶性プラセンタエキスB	11－(4)－861
21020	［4，4'－（フタロイルジオキシ）ビス（2，2，6，6－テトラメチルピペリジン)］－1，1'－ジイルビスオキシル	8－(1)－3721
21021	3－（*tert*－ブチルスルファニル）－2－メチル－2－ウレイドプロパン酸ナトリウム	2－(4)－1232
21022	（*S*）－5－*tert*－ブチルスルファニルメチル－5－メチルイミダゾリジン－2，4－ジオン	8－(2)－2400
21023	3－ブチル－1－メチルイミダゾリウム＝クロリド	8－(2)－2401
21024	1－ブチル－3－メチルピリジン－1－イウム＝ブロミド	8－(1)－3722
21025	*N*－（*tert*－ブトキシカルボニル）－L－グルタミン酸＝*γ*－メチル	2－(4)－1233
21026	4－フルオロ－2－[(2－オキソオキソラン－3－イル）オキシ］安息香酸	8－(4)－1852
21027	4－フルオロ－2－[(2－オキソオキソラン－3－イル）オキシ］安息香酸メチル	8－(4)－1853
21028	6－フルオロ－3*H*－スピロ［1－ベンゾフラン－2，3'－オキソラン］－2'，3－ジオン	8－(4)－1854
21029	*N*－［2－フルオロ－4－({2－[4－(4－メチルピペラジン－1－イル）ピペリジン－1－イルカルボニルアミノ]ピリジン－4－イル}オキシ）フェニル］－*N'*－（4－フルオロフェニル）シクロプロパン－1，1－ジカルボキサミド	8－(2)－2402
21030	*N*－［2－フルオロ－4－({2－[4－(4－メチルピペラジン－1－イル）ピペリジン－1－イルカルボニルアミノ]ピリジン－4－イル}オキシ）フェニル］－*N'*－（4－フルオロフェニル）シクロプロパン－1，1－ジカルボキサミド＝（2*R*，3*R*）－酒石酸塩	8－(2)－2403
21031	4－（2－ブロモアセチル）ベンゾニトリル	4－(7)－2396
21032	（*R*）－3－（4－ブロモフェノキシ）－2－メチルプロパン－1，2－ジオール	4－(10)－1344
21033	2－ブロモメチル－4－フルオロベンゾニトリル	4－(7)－2397
21034	ヘキサデシルトリメトキシシラン	2－(3)－477
21035	ヘキサン－1，6－ジイルジカルバミン酸＝ビス［4－（2－フェニルプロパン－2－イル）フェニル］	7－(4)－1229
21036	ペルフルオロ（4－ビニルオキシブタ－1－エン）重合物のカルボキシ基による末端変性物	9－2700
21037	ペルフルオロ（4－ビニルオキシブタ－1－エン）重合物の［3－(トリエトキシシリル）プロピル］アミノカルボニル基（又はメトキシカルボニル基）による末端変性物	9－2701
21038	ペルフルオロ（4－ビニルオキシブタ－1－エン）重合物のトリフルオロメチル基による末端変性物	9－2702
21039	ペルフルオロ（4－ビニルオキシブタ－1－エン）重合物のフルオロカルボニル基による末端変性物	9－2703
21040	（3*R*）－3－［6－ベンジルアミノ－8－オキソ－7－（4－フェノキシフェニル）－8，9－ジヒドロ－7*H*－プリン－9－イル］ピロリジン－1－カルボン酸＝*tert*－ブチル	8－(2)－2404
21041	2－（4－ベンジルアミノ－6－クロロ－1，3，5－トリアジン－2－イルアミノ）ベンゼン－1，4－ジスルホン酸又はその一（又は二）ナトリウム塩又はそれらの混合物	8－(3)－1336
21042	ベンゼン－1，2，4－トリカルボン酸＝トリス（1－イソプロポキシエチル）	4－(7)－2398
21043	ベンゼン－1，2，4－トリカルボン酸＝トリス（1－*tert*－ブトキシエチル）	4－(7)－2399
21044	*N*－（ベンゾイルメチル）フタルイミド	8－(1)－3723

○厚生労働省告示第百六十七号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十四年四月一日から同年六月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率